

論文投稿規程

1997年4月1日 制定

2023年12月28日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）が発行する日本計算工学会論文集への論文投稿に関する事項を定める。

(投稿の条件)

第2条

投稿の条件を以下のとおりとする。

- (1) 論文は計算工学および関連分野の内容の、著者の原著であり、一般に公表（配布または販売）されている刊行物に未投稿のものに限る。
- (2) 論文は、「原著論文」と「サーベイ論文」の2種類の論文の投稿を受け付ける。
- (3) 原著論文は、新規性、信頼性、有用性をすべて有する論文でなくてはならない。
- (4) サーベイ論文は、あるテーマあるいは研究領域を著者の主張も交えて総合的に記述した論文であり、参考文献数が、標準としては30編以上、特別な事情がある場合でも20編以上あり、偏りがなく網羅的であること、関連他分野の研究者にも理解できるように明瞭に記されていることが要求される。サーベイ論文も原著論文と同様査読の対象となるが、査読に当たっては、結果の新規性ではなく、当該分野・関連分野の研究テーマの選定、研究計画などに貢献が期待できるかという点が評価基準とされる。
- (5) 論文集に投稿する論文の著者のうち、少なくとも1名は本会会員（正会員、学生会員、シニア会員）でなければならない。ただし、論文委員会が特別に認めた場合は、この限りではない。
- (6) 投稿の際には、原稿を執筆要項に従って作成し、論文投稿システムを通してファイルを投稿することとする。
- (7) 論文のページ数は、6～10ページを標準とするが、制限は特に設けない。
- (8) 論文集に掲載された記事・論文の著作権は原則として本会に帰属する。
- (9) 著者自身が、自分の記事・論文等の全文または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合に、本会ではこれに対して原則的に異議申し立てをしたり妨げたりすることはない。ただし、著者自身でも、全文を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に本会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。

- (10) 第三者から、記事・論文等の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において必要と認めた場合は、著者に代わって許諾することがある。
- (11) 著者自身の所属機関（大学、会社、研究機関等）で、自分の論文や発表資料等を、電子書庫での保存やインターネットでの公開を行う場合に限り、本会への許諾申請は免除する。
- (12) 論文集の原稿は、原則として日本語または英語とする。
- (13) 原稿の受付日は、論文投稿システム上で事務局が論文を受け付けた日とする。内容の加筆・修正などを依頼した原稿については、修正論文をシステム上で事務局が論文を受け付けた日とする。
- (14) 原稿の採否は、本会校閲基準にのっとり論文委員会が決定する。
- (15) 論文集に掲載された記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。
- (16) 論文集に論文が掲載された場合、著者は以下の掲載料（消費税別）を支払う。

筆頭著者が会員の場合

- ・ 10 ページ以内は 5 万円
- ・ 11 ページ以上は 1 ページ当り 1 万円加算

筆頭著者が非会員の場合

- ・ 10 ページ以内は 8 万円
- ・ 11 ページ以上は 1 ページ当り 1.6 万円加算

（原著及び未投稿の定義）

第 3 条

原著及び未投稿の定義を以下のとおりとする。

- (1) 論文は著者の原著であり、一般に公表（配布または販売）されている刊行物に未投稿のものに限る。未投稿の確認は原稿の受付日による。
- (2) 刊行物とは、正規の校閲または査読を経て論文が掲載される学協会の定期刊行物ならびに市販の定期刊行物であって、和文・英文を問わない。ただし、大学、公的研究機関、企業などの発行する紀要、所報、技報などの出版物は含まない。
- (3) 講演会、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講習会などの講演論文集、プロシーディングス、教材などは原則として刊行物とはみなさない。
- (4) 本会以外の他団体などに著作権が委譲されている場合は未投稿とはならない。しかし、本会主催・共催の国際会議、国際シンポジウムで共催学協会と特別な協定が締結された場合は当該協定に従う。
- (5) 本会において「未投稿の確認」に違反することが確認された場合は、原稿の校閲判定を「掲載否」とする。
- (6) 著作権に関して紛議が生じた場合、すべての責任は著者にあるものとする。

(査読規程)

第4条

査読の規程および手順を以下のとおりとする。

- (1) 投稿された原稿は、担当論文委員が選定した2名の査読者の審査を経て採否を決定する。
- (2) 査読者は学会員に限定せず、原稿の内容に精通した国内外の有識者の中から選定が可能であり、査読者の氏名は公表されない。
- (3) 査読者は、新規性、有用性、完成度、信頼度、了解性を5段階で評価した上で、「掲載可」「修正の上掲載可」「修正の上再判定」「掲載不可」を判定する。
- (4) 2名の査読者の判定が掲載可と掲載否で分かれた場合は、原則として第3の査読者に査読を依頼し、2名の判定をもって掲載を決定する。
- (5) 査読者の判定が「修正の上掲載可」あるいは「修正の上再判定」の場合、原則として最大2回まで修正後の投稿を受け付け、再査読を依頼する。
- (6) 審査の結果、掲載不可になった論文について、投稿者は2週間以内にその理由を明記した文書を論文委員会委員長宛に電子メールで送付することによって異議申立てを行うことができる。
- (7) 異議申し立てがあった場合は、論文委員会は再審査、異議申立却下を速やかに判定する。再審査の場合、担当論文委員は査読者2名を新たに選任し、新規論文として審査する。

(改廃)

第5条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1997年4月1日 制定
- 2006年10月1日 改定
- 2008年1月16日 改定
- 2008年4月23日 改定
- 2008年5月8日 改定
- 2011年7月13日 改定
- 2017年7月14日 改定
- 2021年11月17日 改定
- 2023年1月26日 改定
- 2023年12月28日 改定

以上